平成２６年（フ）第４５号
静岡県伊豆の国市四日町897番地の２　コーポＭＲ101号、前住所静岡県伊豆の国市田京637番地の１　ベルメゾンⅡ205号
債務者　楢木野美え子
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
静岡県駿東郡清水町久米田138番地　マンションツエルム211
債務者　小泉　伸夫
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１０号
大阪市生野区中川東１丁目９番12号　マキシム勝山３Ｃ
債務者　佃井　義夫
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９号
大阪府吹田市五月が丘南15番16―203号
債務者　甲斐　功二
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７７号
大阪市東住吉区田辺３丁目４番17―210号
債務者　綱島　廣一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６号
大阪府豊中市大黒町３丁目15番24号
債務者　大月　勝美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１３号
大阪市都島区御幸町１丁目５番３号　オーキット都島504号
債務者　野口　真希
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３８号
大阪府大阪市平野区瓜破１丁目１番31―403号
債務者　安田　徹正
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７１６号
大阪市鶴見区緑１丁目14番２―617号
債務者　森江美佐枝
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７２５号
大阪市西成区岸里２丁目５番24号　第二サンハウス２Ｆ14号
債務者　仲　カズ子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９１号
大阪市西淀川区野里２丁目11番２号
債務者　内山　明日（旧姓市村・大澤）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２８号
大阪市淀川区野中南２丁目６番２号　十三文化Ｔ―７号
債務者　畑山　政和
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７１号
大阪府八尾市植松町２丁目６番７号　シティーハイツ八尾306号
債務者　澤田　博信
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８７２号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目24番51号
債務者　山本　香織
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３号
東京都昭島市中神町1256番地都営中神アパート20棟2004号
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
東京都羽村市神明台３丁目33番地73シティコープ鷹羽202
債務者　土屋　忠幸
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４号
栃木県佐野市堀米町603番地７、前住所栃木県佐野市奈良渕町328番地17
債務者　田辺ゆき美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部